

令和7年11月17日

自然環境課

直通：092-643-3367

内線：3481、3471

担当：中原、西村

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 検出について（北九州市）

令和7年11月11日（火）に北九州市において回収された衰弱野鳥（キンクロハジロ）について、国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、11月14日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。本事例は、今シーズンで県内1事例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認事例となります。

また、11月14日（金）に環境省により発見地点から半径10km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化することとしたのでお知らせします。

なお、回収地点周辺の飼養家さんについて確認した結果、現在のところ異常は認められておりません。

1 これまでの経緯

11月11日・キンクロハジロ1羽の衰弱個体を回収

11月14日・国立環境研究所において遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

・環境省が回収地点から半径10km圏内（北九州市、直方市、中間市、宗像市、遠賀郡及び鞍手郡の一部）を野鳥監視重点区域に指定

11月17日・福岡県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対策会議を開催し、関係部局における対応等について協議

2 今後の対応

（1）野鳥監視重点区域に指定されたことを受け、野鳥の監視を強化します。

（2）鳥獣保護関係団体、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により鳥インフルエンザの情報や野鳥に接する際の注意点について、広く県民に周知します。

（3）県内の養鶏場等に対し、改めて飼養衛生管理基準遵守の徹底と注意喚起を行います。

【野鳥に接する際の注意点】

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあるため、素手で触らないでください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

福岡県では、下記のホームページにて、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況や野鳥に接する際の注意点などの情報提供を行っています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shizentorifuru.html>



【報道機関の皆さまへ】

- 今シーズンについて、今後新たに野鳥の高病原性鳥インフルエンザ疑い事例が発生した際には、上記福岡県ホームページで公表することとし、プレスリリースは実施しません。
- ただし、次の場合については、ホームページでの公表と併せてプレスリリースを実施します。

- ・野鳥等の大量死が確認された場合
- ・動物園の飼養鳥において発生が確認された場合
- ・その他、プレスリリースの実施が適当と判断される場合